

鳥取市気高スカロップ杯中学生バレーボール大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市気高スカロップ杯中学生バレーボール大会補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市気高スカロップ杯中学生バレーボール大会(以下「大会」という。)の開催を支援することにより、中学生に広くバレーボールの実践の機会を与え、技術の向上とスポーツマン精神の高揚を図り、心身ともに健康な中学生を育成することを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、大会を運営する鳥取市バレーボール協会とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、大会の運営に要する経費の額(協賛金、負担金等の特定財源により、充当されるもの及び食糧費の額を控除したもの。)に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

(概算払い)

第6条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条に定める実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げ

る書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。